

第201500165799号
平成28年2月19日

鳥取県東部広域行政管理組合
管理者 鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取県知事 平井 伸治



鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る対象事業変更届出書の受理について（通知）

平成27年11月27日付発生環第607号で提出のあったこのことについては受理しました。なお、今後の事業実施等に当たっては、下記の内容に留意し、適切に実施することとさせていただきます。

また、今後事業内容の変更により、環境影響評価その他の手続の再実施又は変更届出書の提出が必要となる場合は、確実に実施してください。

（担当：生活環境部環境立県推進課 平木、竹永 / 電話：0857-26-7876）

記

- 1 環境保全の見地からの住民意見については真摯に受け止め、十分な説明及び誠意ある対応を引き続き行うとともに、周辺住民に対して本事業の情報公開に努めること。
- 2 事業の実施に当たっては、評価書に記載された環境保全措置を基本として現況の環境を極力悪化させないよう最大限努め、必要に応じて追加の環境保全措置等を講ずること。
- 3 評価書に記載された事後調査については、予測に不確実性が伴うことを十分に認識した上で、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどし、綿密に行うこと。
- 4 事業の実施に当たっては、工事及び施設の供用等が周辺環境に及ぼす影響についての新たな知見を積極的に収集し、必要に応じて周辺住民へ情報公開し、追加のモニタリングや環境保全措置の実施等に努めること。
- 5 変更届に記載された施設の詳細確定後の比較検証及び評価書最終版の作成を確実に実施し、またその結果を報告すること。